

第 13 次北海道鳥獣保護管理事業計画（素案）に対する意見

機関・団体名称	一般社団法人 北海道自然保護協会
記入者職・氏名	会長・在田 一則
住所	札幌市白石区本通 1 丁目南 2-38
連絡先 (電話番号・メールアドレス等)	TEL 011-876-8546 FAX 011-211-8465 E-mail:info@nc-hokkaido.or.jp

意 見
<p>人間社会と野生鳥獣との軋轢が急増するなか、「第 13 次北海道鳥獣保護管理事業計画」を策定して適正な保護管理を目指すという北海道の姿勢は基本的に評価すべきと考えます。適切な保護管理を達成するためにも、北海道自然保護協会といたしましては、以下の点について意見を述べさせていただきます。</p> <p>○ 1 頁 13 行目以下の「鳥獣被害防止特措法」等での農林水産部局との連携について 「全国的にも高い水準の本道の農林水産業被害に対応するため、「鳥獣被害防止特措法」第 4 条に基づき市町村が定める被害防止計画等との一層の連携が必要である」としてありますが、環境部局と農林水産部局の双方に関連する「生態系被害防止外来種リスト」掲載種への対策実施などにおいても、ますます農林水産部局との連携が重要になってきているところではありますが、現実的には国においても地方自治体においても環境部局と農林水産部局の連携はほとんどなされておりません。北海道においても鳥獣保護管理において環境部局と農林水産部局との連携は喫緊の問題であり、具体的な方策が必要と考えます。連携が重要という認識から一步前進して、具体的な連携体制の構築を進めていただくことを要望します。</p> <p>○ 16 頁 9 行目以下の外来鳥獣等の放鳥獣について 「放鳥獣を行わないよう指導を徹底する」とありますが、特に栄養段階の上位に位置する外来鳥獣の導入は、生態系をかく乱し、生物多様性を損なうおそれが高いため、原則禁止とすることを要望します。</p> <p>○ 18 頁の表「ア 学術研究」の「研究の目的及び内容」について 研究の目的及び内容として、「① 主たる研究目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること」とありますが、近年の鳥獣被害に関する調査研究には、Human dimensions（人間事象）の研究も必要とされており、人文・社会科学研究の重要性にも言及する必要があると考えます。特に北海道の鳥獣対策においては、管理する側の人間社会の研究が欠落しているために、実際の対策が効果的なものになっていない傾向があると考えますので、この記述に「鳥獣保護管理に関する人間事象研究（あるいは人文・社会科学研究）」を含めるとともに、実際に人間事象研究を鳥獣対策に取り入れる体制の構築を強く要望いたします。</p> <p>○ 18 頁の表「ア 学術研究」の「許可対象者」について 上記と同一の理由から、許可対象者の研究分野に「鳥獣保護管理に関する人間事象研</p>

究」を加えることを要望いたします。

○ 29 頁 8 行目 「3 猟区設定に関する事項」について

(1) 方針のイ において「会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されていること」とされていますが、昨今のエゾシカ管理は道東方面においては功を奏し始めているとは言え、被害をさらに低減するためには、当面はできるだけ多くの狩猟圧をかけることが必要と考えられ、その意味において特定の狩猟者だけが利用する形態はできるだけ回避すべきです。また、猟区設定による鳥獣管理へのメリットが十分に担保され、かつ一部の特定者にのみ利益が集中するような猟区の設定は回避されるべきであり、徹底的な管理体制を敷いて安易な猟区の追加設定は控えるように要望します。

○ 37 頁 13 行目 「鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題」の「エ 農作物被害や生態系に悪影響をもたらしているアライグマなどの外来鳥獣等」について

「アライグマについては、北海道アライグマ対策基本方針（平成 15 年策定）を策定し、この方針に基づいて、アライグマの「野外からの排除」を目指して、関係機関が互いに連携・協力しあい、外来生物法に基づく防除計画の推進を図っている」とありますが、現状では関係機関の相互連携・協力体制が構築されているとは感じられません。広域分布する外来種対策には、防除技術・戦略の開発のみならず、社会的防除体制の構築が必須であり、この点において Human dimensions（人間事象）研究を加えた、より具体的な方策の検討を要望いたします。

また、積極的な防除が求められるのは、アライグマ等の悪影響をもたらしている鳥獣ばかりではなく、悪影響が危惧される外来種の防除も求められます。特に北海道の場合は、地理的条件から国内外来種に対する防除も必要であり、外来生物法の管轄対象種のみならず、「生態系被害防止外来種リスト」の掲載種に対しても積極的な防除を進めていただくことを要望いたします。